

平成29(2017)年 4月26日

各 位

ブダペスト日本人学校

平成29年度聴講生の受入について

ブダペスト日本人学校では、現地校・国際学校等に通学している児童・生徒を対象に聴講生制度を実施いたします。

つきましては、聴講をご希望の方は、下記事項をご理解のうえ、お申込み下さい。

記

「聴講資格」

1. ブダペスト日本人学校の児童・生徒と同様の義務教育相当年齢であること。
2. 日本語を理解する能力を有すること。

「聴講許可判断基準」

日本人学校長は、以下の基準に照らし合わせ、聴講の可否を判断します。なお、聴講期間中であっても、聴講許可を取り消すことがあります。

1. 「ブダペスト日本人学校規則」に従うこと。
2. スクールバスあるいは保護者の送迎とする。
3. 聴講に係る経費の納入(振込)は期日までに行うこと。(聴講初日に請求書を渡します。)

「聴講生受入制限」

聴講生の受入人数は児童・生徒数及び学級編成状況を踏まえ決定し、その範囲の人数を受け入れます。[※希望者多数の場合は、公開抽選を実施します。]

* 尚、当日までの状況により、受入可能人数を変更する場合があります。

「本年度;受け入れ可能児童生徒数」

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学部	2名	2名	2名	2名	2名	2名
現在人数	21名	8名	20名	12名	10名	13名
中学部	2名	2名	2名			
現在人数	10名	2名	2名			

「聴講期間」

平成29年6月19日(月)～7月20日(木)

「必要経費」

◆ 聴講料・施設費及び傷害保険料

小学部 15万 Ft

中学部 15万 Ft

※ 聴講が許可された場合は、納入期日までに必要経費を納入(振込)のこと。

※ 上記必要経費は聴講生の受講可能日数によらず、全額納入すること。

「聴講生申込書の受付等」

1. 申込受付期間 平成29年5月2日(火)～平成29年5月17日(水)

2. 申込書提出 本校副校長へ(9:00～17:00)、または学校へメールにて

必要に応じて申込書提出時に学校長・副校長との面接を実施します。面接を実施するか否かはメール等でお知らせいたしますので、ご確認の上、申込み書をご提出ください。

「面接を行わない場合」

・前年度に聴講しており、日本語能力に全く問題がなく、学年に見合った国語力を有していると判断したとき

※申込み提出時に学校見学をしていただいても構いません。

3. 申込書 本校職員室、ホームページからのダウンロード

4. 受入決定 平成29年5月24日(水)

各家庭に学校より電話またはメールで連絡します。

「その他」

1. 聴講生の受入学年は就学年齢を基準とする。

2. 聴講生には、ブダペスト日本人学校指定の傷害保険制度が適用される。

3. 聴講生は、「評価」の対象としない。

4. 現在籍校発行の「ブダペスト日本人学校への聴講許可証」は聴講初日に提出すること。(学校差有り)

5. 聴講期間終了後、本人及び保護者は感想文を提出すること。

6. 学習に必要な教科書、ノート等は各家庭で準備することを基本とする。尚、準備が困難である場合に於いては、学校に相談するものとする。